

横須賀市公衆浴場燃料価格高騰分補助金交付要綱

(総則)

第1条 公衆浴場燃料価格高騰分補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めがあるものほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 公衆浴場燃料価格高騰分補助金の交付を受けることができる者は、市内において、業として公衆浴場を経営する者(新たに経営しようとする者を含む。)であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による許可を受けていること。
- (2) 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条に規定する統制額の範囲内の料金により営業していること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 公衆浴場営業に関して過去3年間において法令に違反し、又は行政処分を受けたことがないこと。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(申請書の添付書類)

第4条 補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第2号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、燃料費等領収書の写しとする。

(帳簿等の保存)

第5条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	対象期間	対象	補助対象額	補助率
燃料価格高騰分	令和5年4月1日から令和5年9月30日まで	対象期間に支払いを行った以下の燃料 (1)重油 (2)灯油 (3)都市ガス (4)L Pガス (5)電気	各使用量及び購入量に補助単価を乗じた額 (1)重油 8.0円/L (2)灯油 6.3円/L (3)都市ガス 38.25円/m ³ (4)L Pガス 86.7円/m ³ (5)電気 0.71円/kWh	1/2以内
	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで	対象期間に支払いを行った以下の燃料 (1)重油 (2)灯油 (3)都市ガス (4)L Pガス (5)電気	各使用量及び購入量に補助単価を乗じた額 (1)重油 17.1円/L (2)灯油 16.7円/L (3)都市ガス 38.25円/m ³ (4)L Pガス 91.4円/m ³ (5)電気 0.71円/kWh	
	令和6年4月1日から令和6年5月31日まで	対象期間に支払いを行った以下の燃料 (1)都市ガス (2)電気	各使用量に補助単価を乗じた額 (1)都市ガス 38.25円/m ³ (2)電気 0.71円/kWh	
	令和6年8月1日から令和6年10月31日まで、令和7年1月1日から令和7年3月31日まで及び令和7年7月1日から令和7年9月30日まで	対象期間に支払いを行った以下の燃料 (1)都市ガス (2)電気	各使用量に補助単価を乗じた額 (1)都市ガス 43.99円/m ³ (2)電気 0.82円/kWh	

注

補助対象額に補助率を乗じて得た額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

別表第2（第3条関係）

区分	対象	補助対象額	補助率
電力量料金 単価分	令和5年6月使用分から令 和5年9月使用分の電気	使用量に補助単価を乗じた額。ただ し、神奈川県の補助対象額を除く。 電気 4.96円/kWh	10／10以内

注

補助対象額に補助率を乗じて得た額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。